平成２７年（フ）第２１５号
秋田市新屋松美ガ丘北町13番22号
債務者　菊地奈々子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２３号
秋田市東通１丁目16番11号　プチハウス手形201号
債務者　本庄　育雄
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４９号
秋田市寺内堂ノ沢３丁目３番24号　サンハイツリバーサイド15号
債務者　今野亜佐子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
秋田県能代市字一本木92番地８　イースト102号
債務者　辻　　儀春
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２１１号
茨城県坂東市弓田2893番地７、前住所茨城県坂東市辺田1146番地67
債務者　松本　輝子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２３７号
茨城県古河市仁連1909番地23
債務者　臼井　米子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２３９号
茨城県古河市女沼960番地５
債務者　南城　健人
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２４３号
茨城県古河市下大野2007番地３　中里ハイツ２号室
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２４４号
茨城県下妻市小島969番地５　メゾンスーベニア202号室、前住所茨城県下妻市高道祖4394番地３　雇用促進住宅１―205
債務者　我妻　純子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５２号
茨城県結城市大字結城5912番地５
債務者　人見　信男
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５４号
茨城県筑西市布川1312番地　シャイニングマンション103
債務者　長谷部春男
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５５号
茨城県筑西市木戸31番地11
債務者　神谷　敬和
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５７号
茨城県筑西市二木成1471番地　サザンコート２―202
債務者　小暮由美子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５９号
茨城県桜川市真壁町亀熊205番地　大塚アパートＡ棟
債務者　大木　茂子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１号
茨城県下妻市福田2175番地２　ローズナミキ２―202
債務者　山口　　遼
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４０号
千葉県館山市船形1446番地　漁民住宅１棟302号
債務者　西原　理江
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第５０号
富山県射水市作道205番地１　M’ｓヴィレッジⅠ103
債務者　中山　光将
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
富山地方裁判所高岡支部